

第8章 災害復旧計画・被災者援護計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため公共施設等の復旧は単なる原型復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備える計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画をたて、早期復旧にその実施を図るものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

町長その他の執行機関、北海道、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有するものは、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員、資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図るものとする。

3 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は概ね次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川
 - イ 海岸
 - ウ 砂防設備
 - エ 林地荒廃防止施設
 - オ 地すべり防止施設
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設
 - キ 道路
 - ク 漁港
 - ケ 下水道
 - コ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 上水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画

- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 都市施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

4 激甚災害の指定等

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう務めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

(1) 町

ア 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制の確立に努めるものとする。

イ 町長は、当町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

ウ 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

エ 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

オ 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

カ 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

なお、町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用できるものとする。

(2) 道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して、被災した町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の自治体にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、定期的に各自治体における課題の共有や対応の検討、各自治体へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災自治体間の調整を図るものとする。なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

第3節 災害復旧融資制度

災害復旧融資制度は、次のとおりである。

融 資 の 名 称	内 容 ・ 資 格 ・ 条 件 等	取 扱 機 関 等	関 係 法 令 等	備 考												
災害復興住宅資金	災害援助資金 貸付の対象 低所得者 対象被害 救助法の適用とならない小規模な災害及び、火災等の自然災害以外の場合 限度額 500,000円 償還期限 7年以内 利率 年3%	別海町 社会福祉協議会	生活福祉資金貸付	(民生委員の相談援助活動を前提とする。) 据置期間 1年以内												
災害援護資金	内容 救助法による救助の行われた災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対して、生活建て直しに資する資金の貸付を行う。 資格 当該被害を受けた都市の前年の所得額が次の定める額に満たない世帯 <table border="1"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>町民税における総所得額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>2,200,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>5,800,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>6,700,000円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>一人増すごとに670万円に30万円を加えた額</td> </tr> </table> ただし、その世帯の住民が滅失した場合にあつては1,270円とする	世帯人員	町民税における総所得額	1人	2,200,000円	2人	4,000,000円	3人	5,800,000円	4人	6,700,000円	5人以上	一人増すごとに670万円に30万円を加えた額	別海町	災害弔慰金の支給等に関する法律 別海町災害弔慰金の支給等に関する条例	据置期間 3年 (特別の事情のある場合は5年)
世帯人員	町民税における総所得額															
1人	2,200,000円															
2人	4,000,000円															
3人	5,800,000円															
4人	6,700,000円															
5人以上	一人増すごとに670万円に30万円を加えた額															
災害復興住宅資金	補修の基準 家屋の床面積、構造の制限はないが建築基準法の規定に適合し各戸に居室、便所及び炊事場を備えなくてはならない。 建設の場合の限度額 住宅 10,900,000円以内 土地 6,700,000円以内 整地 3,300,000円以内 償還期間 耐火構造 35年以内 準耐火構造 30年以内 木造住宅 25年以内 利率 その都度定めるものとする。 購入の場合の限度額 新築住宅 1,760,000円以内 中古住宅 1,480,000円以内 償還期間 耐火構造 新築住宅 25年以内 中古住宅 20年以内 準耐火住宅 新築住宅 25年以内 中古住宅 20年以内 木造住宅 新築住宅 25年以内 中古住宅 15年以内 利率 その都度定めるものとする。 補修の場合の限度額 住宅 6,000,000円以内 移転費 3,300,000円以内 整地費 3,300,000円以内 償還期間 20年以内 利率 その都度定めるものとする。															
天災資金	経営資金貸付の対象者 <table border="1"> <tr> <td>被害農業者</td> <td>農業を主な業務とするもので、天災による減収量が平年の収穫量の30%以上であり、かつ天災のための減収による損失額が、その者の平年における総収入の10%以上のもの</td> </tr> <tr> <td>被害林業者</td> <td>林業を主な業務とするもので、天</td> </tr> </table>	被害農業者	農業を主な業務とするもので、天災による減収量が平年の収穫量の30%以上であり、かつ天災のための減収による損失額が、その者の平年における総収入の10%以上のもの	被害林業者	林業を主な業務とするもので、天	漁協 農協 等	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	天災とはすべて政令で指示する天災をさす。								
被害農業者	農業を主な業務とするもので、天災による減収量が平年の収穫量の30%以上であり、かつ天災のための減収による損失額が、その者の平年における総収入の10%以上のもの															
被害林業者	林業を主な業務とするもので、天															

第8章 災害復旧計画

		災による林産物の損失額が、その者の平年における総収入の10%以上であるもの又は所有施設の損壊等の損失額が当該施設の被災時における価格の50%以上のもの			
	被害漁業者	漁業を主な業務とするもので、天災による魚類等の損失額が、その者の平年における総収入の10%以上である者又は天災により所有施設の損壊等の損失額が当該施設の被災時における価格の50%以上のもの			
	被害組合	農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等であって天災により所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたもの			
	貸付限度額	損失額を基準として政令で定める額、又は3,500,000円の範囲内でどちらか政令で定める低い額の範囲内			
	償還期間	6年の範囲内で政令で定める期限			
	利率	特別被害地区 年3分 以内 開拓者等 年5分5厘以内 その他 年6分5厘以内			
災害資金	貸付対象 いずれかに掲げる地域内に事業所を有する中小企業者及び中小企業協同組合等であって、地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの、又は、例外、炭鉱災害等により売上の減少等の間接等の被害を受けているもの。 1 救助法の指定を受けた地域 2 その他動画特に必要と認めた地域		申込場所 商工会 取扱金融機関 北海道銀行 北洋銀行 札幌銀行 信用金庫	取扱は北海道庁の内部要領による。	北海道商工観光部 ※必要により北海道信用保証協会の診療保障に付することがある。
	貸付額	設備資金 5,000万円以内 運転資金 3,000万円以内			
	貸付期間	設備資金 10年以内(据置2年以内) 運転資金 7年以内(据置1年以内)			
	利息	年3.2%以内			
備荒資金貸付	貸付限度額 町の蓄積金現在額の1.5倍以内(2,000万円に満たないときは2,000万円まで)ただし、救助法、激甚災害法に対処するための特別の財政援助に関する法律等の適用指定の場合は4,000万円まで				
	貸付期間	6ヶ月以内			
	利率	年3%			

空 白